

そぞろ

2005.3 No. 12

「そぞろ」とは

人権尊重社会を実現するためには、様々な偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」することと、豊かな人権文化を「創造」する必要があります。この情報誌がこれらの「そぞろ」につながるように——そんな思いが込められています。

CONTENTS (もくじ)

学校教育だけでなく、家庭・地域も視野に社会全体で取り組む「人権教育」の実践を②

金 香百合さん(ホリスティック教育実践研究所所長)
中島 智子さん(プール学院大学教授)
森 実さん(大阪教育大学助教授)

人権随想 「国連10年」とこの10年 中島 智子(プール学院大学教授)	4
用語解説・紹介	5
人物紹介 人を大切にする企業は繁栄する —企業人権への歩みから— 大阪企業人権協議会 相談役 柳瀬 将さん	6
人権相談Q&A	
シリーズ/草の根の取り組み 身近に福祉を考える ～「何かできることを」の想いから～ 美原うずしおの会(堺市:旧美原町)	7
シリーズ/教材・カリキュラム紹介 人権学習シリーズvol.3『暮らす』	8
シリーズ/自尊心と暴力を考える④ 脱暴力へのホリスティック・アプローチ (包括的な取り組み) ～経済至上主義・複合汚染理論をふまえて～ 金 香百合(HEAL・ホリスティック教育実践研究所所長)	9
ご案内/困った時は一人で悩まないで 「就職差別撤廃月間における特設法律相談」	
がんばってます!/NPO紹介 トッカビ子ども会	10
おしらせ/市町村事業(高槻市・吹田市)	
府施策/個人情報保護法のポイント	11
おしらせ/市町村事業(茨木市・大東市)	
まちを歩く/人権のかおりを求めて 第8回 萱野地域界限(箕面市)	12
人権啓発詩/「平わ」	

2005年
スタートします!!
「大阪府人権教育推進計画」

学校教育だけでなく、家庭・地域も視野に 社会全体で取り組む「人権教育」の実践を

金香百合さん（ホリスティック教育実践研究所所長）
中島 智子さん（プール学院大学教授）
森 実さん（大阪教育大学助教授）

「人権教育のための国連10年」（用語解説参照）の終了後の人権教育のあり方について、大阪府では全国に先駆けて取り組んでいこうと、「大阪府人権教育推進計画」（用語解説参照）の策定を進めています。そこで、「人権教育あり方検討会」の委員に、てい談形式で、「人権教育のための国連10年」の果たしてきた役割や課題、これからの人権教育のあり方などを語っていただきました。

さまざまな人権課題の横のつながりが課題

森：「人権教育のための国連10年」（以下、国連10年）の間には、少しずつ人権に関する取り組みが進んできたとは思いますが、さまざまな人権の課題と課題といった横のつながりはあまりできていないのが実感です。

金：個人的な感覚の中では、ものすごくつながっているような気がしますが、具体的な施策の中や、色々な学習会で出会った人たちをつなげる総合的な支援ができたかということに疑問が残ります。

森：例えば、メディアの人権侵害が相も変わらず話題になりますが、その謝罪についても「不適切だった」ということで済ましてしまうということが繰り返されています。こういったことに対して、人権教育に取り組んでいる側もあらゆる課題につなげる視点をもって発信していなかったのではないかと思ったりもします。

中島：メディアはそういった指摘に対して、すぐさま「表現の自由」ということで切り返してくる。そこで議論が終わってしまって、何も変わっていないわけです。「国連10年」は、メディアであれ、誰であれ、共通の課題として、みんなで取り組んでいこうというものです。

金：メディアはすごい権力を持っていますよね。いつでも「知る権利」という言葉で思うことは、「知る権利」というのは、権力を持たない者が、持つ者に対していう権利であるのに、メディアがいう「知る権利」には少し矛盾を感じます。

森：もう一つ、「謝罪」が「世の中」を新しく変えることにつながらないまま終わってしまうことがあります。

中島：企業のトップであれ、芸能人であれ、誰であれ、「ご迷惑をおかけした」という謝罪の仕方をしますが、何故、「法（ルール）に違反した」というふうに言えないのか。やっぱり、「迷惑をかけた」という範囲なのですね。「人権」というのは…。

森：「迷惑をかけた」「法（ルール）に違反した」。それでは、どうするのかということですが、一つは「どこに問題があったのか」ということをとらえ直し、そのことによって、「どんな影響を当事者に及ぼしたのか」ということを整理する。それが、「何によって引き起こされたのか」を自分なりに考えて、「再び起こさないために何をするのか」を示す。最後に「ごめんなさい」があれば、まだ、つながりができるのではないのでしょうか。

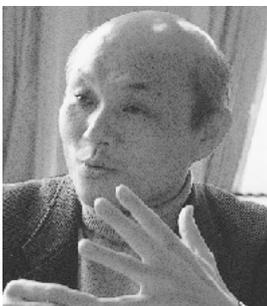
中島：「想像力」が欠如していると思うのです。自分の身近な関係者だけに「迷惑をかけた」という狭い人間関係にしか「想像力」が働いていない。先ほどのメディアの謝罪にしても、当事者だけへの「想像力」しか働かないわけです。特にこれからの「人権教育」を考えていくには、「想像力（創造力）」が大切であると言われているのに、逆に失われているような気がしてなりません。

「国連10年」で見えてきた人権課題のこれから

金：「国連10年」の成果で言えば、団体やNPOが立ち上がり、少しずつ力を発揮しながら、現場の土台を固めていっているという気はします。

中島：それはそういう場面に身をおくことが多いからだと思います。つい先日も「外国人の子どもの教育」に関することで、ある学校を訪ねて、先生たちと話をしていたのですが、なかなか取り組みが進んでいかない、体制が整っていかないことを実感しました。一部では頑張っていると思うのですが、全体に広がっていない。その取り組みを広げていくような仕掛け、システムがつくられていないように思います。

金：例えば、ドメスティック・バイオレンスの問題など、個々の人権上、深刻な問題についての認識は



森 実さん

広がりがつあるような気はします。

森：そういった人権課題も「国連10年」があったから、見えてきたと言えなくもないわけです。それぞれの課題については、少なくとも国や行政レベルでの認知は進んだといってもいいのではないのでしょうか。ただ、それぞれの人権課題を並べて表記することはあっても、具体的にどう取り組むのか、その辺のところはすっきりしていません。



中島 智子さん

金：最近、新たな課題として情報リテラシー（用語解説参照）の必要性を感じています。育児で悩んでいる人たちを調査していて、本当に必要な情報が伝わっていないことに気づきました。情報を発信している元は、

「広報に載せている」「ホームページを見てもらったらわかる」というわけです。

当事者の人たちは、必ずしも広報を見るときは限らないし、ホームページにアクセスするとも限らないわけです。「人権を享受する」と言いながら、「必要な情報を受け取れないし、発信もできない」当事者の人たちが孤立している状況がいたるところにあります。

森：インフォメーションとは元々「案内人」だったのに、「地図を貼ってある」「案内板を見ればわかる」などと、案内になっていないのではないのでしょうか。情報という概念は「案内」というふうにした方が伝わりやすかったかもしれません。

中島：「国連10年」を初めて知った時は、「人権文化」という言葉にピンときませんでした。『「人権」が社会の人々の日頃の暮らしの中に、当たり前に入り込んでいる状態」という趣旨でいうと、「情報」がその域に達するまでには、まだまだ時間が必要だと思います。どこかにあるから、「自分でアクセスする力をつけなさい」ではいけない。「当たり前に入り込んでいる状態」にするためには、例えば、テレビやインターネットが通常の形で情報を流し続けている状況とは別に、共通の課題として、「人権の視点」に立った情報を提供し続けることなどが必要になるのではないかと思います。そのためには「メディアを教育する」のではなくて、「一緒につくっていく」という作業を協働することが大切だと思います。

教材やパンフレットの活用を

森：これからの人権教育についてですが、私自身「参加型学習」を広げていきたいと意図的に「国連10年」に結びつけて、宣伝をしてきました。広がったのはいいのですが、「参加型学習」をすれば、それでいいという雰囲気があることが懸念されます。しっかりした目的をもった上での手法としての「参加型学習」。例えば、学校でもクラスの子どもたちの状況を見た時に、「こういうふうなしてほしい」「こう

なったらいいな」と願うことから、「参加型学習」を取り入れる。そして、問題解決につなげていく。というような取り組み方が必要になっているということです。最近、問題解決につながるようないくつかの教材が作られており、大いに活用されることを願っています。

金：その作った教材を学んで広げていくことが大切だと思います。大阪府や大阪市など、行政側もとても良いパンフレットや教材をたくさん作っているのですが、是非、実際の講座などで活用し、手渡してほしいと思います。作って終わりではなくて、ほんとうに懇切丁寧に広げていくというところを視野に入れて作成するということが必要ではないでしょうか。

中島：教材など、バージョンアップとかいって、すぐに新しいものを求めるのではなく、作ったものは数年かけて地道に大事に使ってほしい。

森：学校教育には人権教育を進めていく組織があって、情報発信や人材育成など、意図的に取り組まれています。そういう意味では、社会教育や一般啓発の分野は弱いのでは…。若い人が育っていくシステムや一つ学んだ人がさらに次を学べるようなシステムをつくっていくことが求められていると思います。

中島：府内の社会教育委員の会議にかかわって教材などを作っているのですが、そこには社会教育関係者の他、企業の人も入っています。その場面だけで見れば、いろいろな人たちがそれぞれのフィールドで自分たちの課題として取り組ん



金 香百合さん

でいることがわかります。確かに学校教育の場合、組織はできているのですが、その取り組みの中身はさまざま、多くの課題を抱えていることも直視する必要があります。

金：今度の世界プログラム（用語解説参照）の中で、学校教育、特に「初等中等教育に力を入れる」とありますが、日本の場合で言えば、これ以上、学校教育だけに負担を強いることはいかがなものでしょうか。それを良い形で実現させるためには、地域・家庭という側面をしっかりと視野に入れて、社会全体で取り組んでいくことが大切ではないかと思います。

森：「国連10年」の終了後も引き続き「人権教育」をどのように取り組んで行くか「世界プログラム」に基づき、世界的に取り組んでいこうとしているところです。もちろん「初等中等教育」での取り組みも重要ですが、社会全体として、どのように位置づけ、取り組んで行くかを明確にすることが、今の社会には、必要ではないでしょうか。大阪府の新しい「大阪府人権教育推進計画」には、そうした観点から「人権教育」を推進していくための「道標」となるよう期待しています。

「人権教育のための国連10年」が終了した。この10年を振り返ってみると、人権に対する人びとの意識やそれに応えるさまざまな施策が格段に進展したものの、人権を取りまく状況の変化はそれを上回る、まさに激動の10年だったといわざるをえない。

1995年から2004年までの10年。それは日本では阪神淡路大震災から始まった。続く地下鉄サリン事件とともに、私たちの日常が言いようのない不安定さの上に成り立ち、誰もがいつどのような被災や被害に遭うかわからないという不安感が蔓延した。人びとの暮らしの土台と人間や社会への信頼が根こそぎ奪われたのである。

そして、その後もなお、もうこれ以上の想像を絶する事件はないと思われるような悲惨な事件が相次いだ。ここに列記するのもためらわれるような数々の殺人事件や拉致監禁事件。「14歳」や「17歳」がもはやインパクトを持たなくなるほどの低年齢化。また、子どもや高齢者への虐待、中高年の自殺、個人情報の流出や無差別に襲ってくるカード犯罪や電話による詐欺事件などが日常茶飯事のように報道される今日では、私たちは誰しもが被害者になりうる社会を生きているという実感が強まっている。

こうした被害者への共感の拡がりや、被害者支援や救済のための法や施策となって結実しつつある。これもまた、この10年の成果といえよう。そう、この10年間で確実に人びとの人権意識は高まっている。

しかし、それが「国連10年」の成果かといえ



即答はできない。未曾有の悲惨なこの10年において、「国連10年」は確かに時機を得たはずだった。だが、「はず」と言わねばならないのは、先験的で普遍的に見えた「10年」を、現実をはるかに凌駕し追い越していったかのように思えるからである。人びとの人権意識の高まりは、「人権文化」が隅々にまで行き渡るような社会の構築によってではなく、社会と未来への不信によってもたらされている。

もう一点指摘しなければならないのは、被害者への共感や支援の拡がりや、「日本人」の間において、遠くの外国に対してしか適用されない現実である。植民地支配や過去の戦争による被害への救済や日本に住む外国人や難民に対する人権侵害に対しては、大きな変化や前進が認められない。つまるところ、「日本人」限定の支援や救済なのである。

とはいえ、人権教育の分野においては、「人権」のとらえ方がこの10年でずいぶん変化したことは確かである。「部落」、「在日」、「障害者」、「女性」と並び称されたように特定の被差別状況を指し示す用語から、より普遍的に、あるいはより身近な「自己実現」や「自分らしく生きること」と等価な用語として使用されるようになり、はるかに間口

は広がった。教育手法も参加体験型が浸透して、知識や価値観の注入ではなく、「私の実感」が重視されるようになった。もちろん、各自治体で作成された行動計画を見ればわかるように、「重要課題」や「個別の人権課題」が特筆されているが、一人ひとりの人権という枠組みと個別課題との接合はまだ不自然でしっくりこない感は否めない。

今日では人権リストへの書き込みは益々増え続けるばかりで、リストの際限ない増殖は「すべての人」にとっての人権問題という認識への到達が予想されているようだが、実際には各項目間の綱引きや駆け引きによって強弱がつけられている。

最後に指摘しておきたいのは、「教育」のとらえ方に潜む問題である。上記したように、人権侵害の事例が相次ぐと人権課題のリストが増えるように、社会問題が発生すると子どもへの教育課題のリストが増えている。

次世代の教育に予防的役割を望む意識は、子どもを白紙ととらえる見方を前提としている。あるいはたやすく矯正できていると考えている。いや、実際のところはできるかどうかは問題にされていない。できなければならぬと考えられ、疑われることはない。できなければ非難されるだけである。教育に対するこのようにナイーブな意識がはびこる中で、「10年」が提唱した人権教育の理念は苦戦してきたのではなかっただろうか。

あまりに悲観的に書きすぎたかもしれない。しかし、あらゆる人びとにとって生涯に亘って行われるとされる人権教育の成果は、まだ検証するには早すぎるのかもしれない。たぶんまだ始まったばかりなのかもしれない。

用語解説

【人権教育のための国連10年】

国連が1994年12月23日の第49回総会において決議した。期間は、1995年から2004年までで、決議文では、人権教育を「単に情報提供だけにとどまらず、あらゆる社会階層の人々が、他の人の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法及び手段を学ぶための生涯にわたる総合的な過程」と定義している。

【大阪府人権教育推進計画】

大阪府で、「人権教育のための国連10年大阪府後期行動計画」を踏まえ、人権教育にかかる新計画として策定予定（計画期間2005年度～2014年度）。家庭、学校、地域等での人権教育の取り組みに対する支援など、「人権が重視される社会基盤の構築」をはじめ、公務員や教職員、警察職員、企業などに対する「人権研修の推進」、地域、職域などにおいて人権教育を担う人材の養成と活用など、「人権教育の推進」－に取り組むといった内容になっている。

【人権教育のための世界プログラム】

「国連10年」終了後も引続き、世界各地で人権教育を積極的に推進して行くことを目的に2005年1月より開始することを国連総会（2004年12月10日）において決議した。

第1段階（2005年1月1日より2007年12月）においては、「初等・中等教育システム」に焦点を絞り、行動計画では、現状分析、優先課題の設定など具体的に記述されており、実施にあたっては、教育関係団体だけでなく、社会の様々な分野の協力が必要だとしている。

【メディア・情報リテラシー】

メディアや情報機器・ネットワークを活用して表現して行く能力や、メディアを使って送られてくる情報やデータを、主体的・批判的に読み解く能力。

人物 紹介

人を大切にする企業は繁栄する —企業人権への歩みから—



大阪企業人権協議会

相談役 やなせ 柳瀬 まさむね 将さん

公立中学校の教員を経て、1992年に「ビル総合管理会社」に入社。当初は、新卒者の募集・採用・教育の担当者であったが、社内での「結婚に関わる身元調査の差別事件」を契機に「人権」を担当することになった。

「学校教育では、『人権』を教えるカリキュラムがありますが、企業では、『教材』づくりから始めなければなりません」。先の「差別事件」に即した教材づくりに苦勞しながら関西一円の多数の現場で「研修・啓発」に努めた。

一方、現場訪問を通じて、「清掃」・「警備」などの業務について、職業差別的に見下す考えの人が、わずかながらも残っており、その言動によって社員が心を傷つけていることにも気づいた。

そこで、現場での問題点を把握し、即した内容で「身近な人権」をテーマに「研修・啓発」を展開した結果、各自が、自分の問題として、聞き、考え、意見を述べるようになった。「現場の人たちは、少しずつですが『人権意識』に目覚め、様々な人権課題に対して、共感的な理解が広がり・深まっていきました」

それから徐々に、人権に関わる「社内相談」が増え、多数の職場から、「研修に来てほしい」との声がかかるようになり、現場を含めた社内が活性化した。「大変忙しくなりました」。自身にとって、うれしい悲鳴となった。

「今、振り返ると『差別事件』のとき、社長が、『人権研修を会社の仕事の重要な一つに位置づけ取り組む』、そして、『企業から社会から差別を撤廃することを当社の社会的責任とする』と宣言され、今日まで、取り組んできたことが、私の大阪企業人権協議会への取組みへの大きな力となっています」と目を細める。

さらに、「企業は、人を幸せにする商品や、サービスを提供するところ、お客様の願いやニーズを先取りできる感性が必要。企業活動は、様々な人との関わりの中で成り立つものであり、『人権』が、企業戦略の重要な一つです」と説く。

「人を大切にする企業は繁栄する」は、「大阪企業人権協議会」のリーダーとしての持論でもある。

そうぞう

6

2005.3*No.12



人権相談

人権相談に関する
質問と回答をご紹介します。

Q 戸籍上、身体上は男性ですが、精神上は女性だと思っています。ある日、女性の服装をして職場に行ったら、上司から注意を受けました。

A 「性同一性障害」の当事者団体に参加し、同じ立場の人と交流して連帯感を強めると共に、日常起こり得る具体的な問題についての経験や対処法を共有することを勧めました。戸籍上の名は、使用実績が

あれば家庭裁判所で別の名前に変えることが認められる場合が多くあります。また、「性同一性障害者の性別の取り扱いに関する特例法」では、いくつかの条件を満たせば、戸籍の性別を変更することが可能になりました。このような制度上の仕組みを紹介すると共に、このような制度の進展を背景として、会社の上層部の理解を得て、職場で公認されるように働きかけることも勧めました。

(財)大阪府人権協会 人権相談窓口
月曜～金曜 10:00～17:00
TEL : 06-6562-4040

HUMAN RIGHTS

身近に福祉を考える

～「何かできることを」の想いから～

美原うずしおの会（堺市：旧美原町）

美原うずしおの会は、設立して8年目を迎えました。

最近では、身近に福祉を考える機会が増えましたが、設立当初は、障がいを持った人が、街に出かけることが少なく、関心も低く感じられました。そのような時に、たまたま南大阪大学での公開授業で講師を務められた蔦田夫妻と盲導犬フラッシュ君に会うことが出来ました。お二人の力強く生きてこられた姿とフラッシュ君の役割を聞いて、非常に感動しました。この日を機会に「何かできることを」との想いが強くなり、この会を立ち上げました。

今では、「身体障害者補助犬法」の制定で補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）に対する理解は、得られてきました。しかし、認知度は充分とはいえず、まだまだ、社会全体への働きかけが必要です。

当会では、一昨年、「補助犬同伴可ステッカー」の貼付を目的とする要望書を南河内地区全市町村に提出しました。これには、各市町村も快く応じていただき、公共施設の出入口に貼っていただきました。このステッカーを見られた子どもから大人までの方々が「何のステッカー？」と疑問を持ち、意識してくださることを期待しています。



ステッカー貼付協力施設



草の根人権活動賞受賞式

当会は、このような意識の芽が渦のように広がってくれることを願って「うずしお」と名前をつけました。美原町は、今年2月に堺市と合併しました。このステッカーが堺市にも広がればと期待しています。

福祉の活動については、教育・生活などすべての面での保障活動であり、けっして、他人事ではなく、自分自身のこととして考えていけば、色々なことが見えてくると思います。今まで考えるきっかけがなかった方も、気になることから行動へと移してみたいかがでしょうか。「できることを」「できるときに」健常者側の一方的な思い込みの動きにならないように。

当会は、ネットワークとは、組織間だけでなく個人とすべての機関が連携するものと考えます。人材や財源は、足らなければ集めることを考え、出来ないことは、支援を受ければよいと考えます。難しく悩むことはありません。一人の力は、小さいですが、多くの人の力を借りれば案外うまくいくものです。

私たちの会は、これからも「福祉は、生活」という観点に立ち、山積みにされている課題を障がいを持つ人の立場にたって、考えていきたいと思っています。

人権学習シリーズvol.3『暮らす』

シリーズ

教材・カリキュラム
紹介



○教材の趣旨

地域にはさまざまな人が暮らしています。そこでは、少なからず無理解や対立が起こります。その溝を埋められないと、その意識は次第に偏見や差別、排除につながるようになります。まさしく地域での課題は、人権にかかわっていることが少なくないのです。

人権学習シリーズvol.3『暮らす』は、暮らすことを人権の観点から考え、学習を進めることをねらいとしています。また、参加型学習を使い学習を進める、ファシリテーター（促進役）のハンドブックとして作成中です。どうぞご活用ください。

○教材の内容

教材（アクティビティ）

第1部

- ①地域課題に気づくための教材
- ②気づきをさらに深める教材
- ③課題の解決を考える教材

第2部

地域課題を解決するためのワーク
(現状の洗い出し/整理と課題抽出/解決に向けた活動)

解説論文と資料

相談窓口の紹介



そうぞう

8

2005.3*No.12

【お問合せ】 ● 本教材のお問い合わせは、

- ・大阪府企画調整部人権室 TEL06-6941-0351 (内線2309)
- ・(財)大阪府人権協会 人権啓発部 TEL06-6568-2983 FAX06-6568-2985

5月1日から7日までは「憲法週間」です

「日本国憲法」は、1947（昭和22）年5月3日に施行されました。この日を含む一週間（5月1日から7日まで）は、「憲法週間」です。

憲法は、基本的人権の尊重を重要な原則の一つとしています。そして、そこで保障される権利は、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と定めています。

その施行以来、すでに半世紀以上が経過し、人権尊重の考え方は社会に広がり定着しつつありますが、い

まだにさまざまな人権侵害が起こっています。

“すべての人は個人として尊重され、人間として幸せに生きる権利を生まれながらに持っている”という憲法の理念を、この社会で実現していくことは、すべての人の願いであり、責務でもあります。

そのためにも、わたしたち一人ひとりが人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、身近なところで実践していくことが大切です。

脱暴力へのホリスティック・アプローチ(包括的な取組み) ～経済至上主義・複合汚染理論をふまえて～

金 香百合 (HEAL・ホリスティック教育実践研究所所長)

連載も最後の回となりました。第1回には人権教育の土台として、自尊感情を紹介しました。私の「自尊感情栄養理論」では、自分と他者を尊重する自尊感情が、個々人の中に育まれることは人権教育の緊急課題です。第2・3回には自尊感情が低くなって暴力が起こる状況を「自尊感情暴力理論」からみていきました。人に向かう暴力と自分に向かう暴力が、弱い方に向けて連鎖・拡大している現状があります。暴力とは肉体的暴力はもちろん、差別や偏見をはじめとする精神的暴力や性暴力、経済的暴力、社会的暴力などを含みます。

さて、今回はこうした暴力を増幅させている社会状況を概観し、その解決の方向を探りたいと思います。

私はいったい何が人間をこのように自尊感情低く、あるいは自己中心感情に駆り立て、暴力的にさせているのか、という疑問を持ち続けていました。

その答えは20世紀に本格化した工業化社会と経済至上主義にありました。私はこれを「経済至上主義・複合汚染理論」と名づけました。

つまり、19世紀末の産業革命は日本にも波及し、工業化社会に突入していきました。「自然との調和・共存・欲望の節制」という価値観から、欲しいモノを欲望のままに人工的に次々と作り出すという転換がおこったのです。

便利で快適なモノを次々につくり出す工場では「早く・きちんと・たくさん・同じ・効率的に・失敗しない」ことをめざしました。これを追求して物質的豊かさを獲得するのが経済至上主義です。そして、今やこの価値観で人間まで計るようになってしまいました。社会的弱者はこの価値観からはじきだされるようにして次々に作り出されます。障がいや病気、高齢、女性、性的少数者であることは早くできない、同じでない、などを理由に次々と排除されていったのです。価値観の強化と同時に、物理的に便利で快適なモノが溢れていきました。人間関係のいたるところに競争・比較・評価・勝敗がもちこまれました。「勝ち組」だけをめざし、機械やゲームに囲まれた生活の中で自己中心感情は肥大していきます。経済至上主義で

自分を見つめるとどんどん自己否定的にもなります。対話がなくなり、関わりあうことがなくなり、分かち合うことがなくなり、独善的に自分の欲望のみを追求することが礼賛されるような社会に突入しました。

このようにひとつひとつの変化が相乗的に弊害を拡大させていくことが複合汚染的状况です。近年のインターネットというモノの急激な進展は、人類の幸福に寄与するよりも、人間のもつ闇の部分にノーコントロール状態にして引き出すことに加担している場合がはるかに多いと私は思います。このように経済至上主義はとくにバランスを崩して、人間を幸福にではなく不幸に導くまでに至っています。今、私たちはこの価値観からゆっくりとバランスを取り直す必要があります。スロー&シンプル。モノではなく人と人との直接的な関わりや対話。奪い合うことではなく分かち合うこと、勝敗や優劣の価値観から脱却し、いのちの尊厳に気づくこと。このためにはとりわけ、権力をもつ人々が率先して、その権力を独占せず、分かち合うことが必要です。森実さんが提唱する「抑圧者の教育」が重要なゆえんです。つきつめると！経済至上主義の価値観からの転換、そして“モノとの付き合い方を根本から見直すこと”のふたつです。これを！個人変革と”社会変革の両方から取り組むことが不可欠です。

私は人間がいまききと他者とのつながり・かかわり・対話の中で、分かち合いつつ共存していく社会をめざしたいと願っています。増大する暴力をしっかりと「経済至上主義・複合汚染理論」の中で見据えつつ、日々の足元からゆっくりと「自尊感情栄養理論」を実践していきたいと思えます。変化は可能です。変化を自覚的に創り出し、その連帯を少しずつ広げることには私自身が尽力していきたいと心から願っています。

参考までにこの欄で紹介してきた「自尊感情栄養理論」などについての本ができました。「金香百合のジェンダーワークショップ」(解放出版社)です。

ホリスティックな考え方について関心のある方には「ホリスティック教育入門」(せせらぎ出版)をおすすめします。



困った時は 一人で悩まないで「就職差別撤廃月間における特設法律相談」

(財)大阪府人権協会では、就職差別撤廃月間にあわせて、「働く権利をまもる法律相談窓口」を特設します。

日時 6月20日(月)～24日(金)
13:30～16:30 18:00～21:00

場所 (財)大阪府人権協会(大阪市浪速区久保吉1-6-12)

電話 06-6568-2983 (先着制)

(無料・要電話予約)

※毎週金曜日は定例相談(無料・予約制)を実施しています

職場での嫌がらせ、セクハラ、男女雇用機会均等関係などの職場における人権侵害や、求職者が受ける就職差別や身元調査などの不当な採用選考に関わる人権問題など、働くことに関わる相談を、弁護士が面談で受けます。



NPOとは「民間非営利組織」のことをいいます。

人権を基調とした、 多文化共生社会の創造を

トッカビ子ども会

日本で生活する異文化ルーツに対する支援、交流などの活動を推進することにより、異文化ルーツの人々と日本人との相互認識と理解を深めながら、人権を基調として、各々が持つ多様な文化や社会背景が尊重される、多文化共生社会の創造に寄与することを目的としています。設立は1974年10月。現在、約100人の会員を数えます。

主な活動として、「民族文化フェスティバル〜ウリカラゲモイム」は23回の開催を数えます。今回は、八尾市内の小・中学校民族クラブの子どもたちや中学校民族クラブ経験者の高校生たちによる韓国・朝鮮、中国、ベトナムにかかわる発表などが行われました。14回目を迎えた「八尾国際交流野遊祭」は、子どもたちが太鼓、つづみ、どら、鐘などの伴奏に合わせ、飛び跳ねたり、輪になりながら行進する韓国・朝鮮の民族芸能「プルムル」で開幕。八尾ベトナム人会によるベトナムムーランの披露や中国の天女の舞、インド舞踊などの発表の他、アジア各国の食やゲーム、バザーなど24のブースが並びました。

それぞれの実践とも、まさに、異文化を「見て、聞いて、食して、感じる」取り組みとして地域に根づいています。

「ベトナム・中国・韓国語教室」は、毎週土曜日の午前中に開いています。異文化ルーツの子どもたちが、自分のルーツの言語を学ぶもので、子どもや

保護者からの要望もあり、昨年からはじめました。

事務局長の朴洋幸さんは「設立当時の話を聞くと、在日韓国・朝鮮人に関する行政施策はほとんどなく、その社会的位置はとても厳しいものでした。そのような状況に対して、トッカビとして行政保障を求めてきました。未だ十分とは言えませんが、少しずつ実現することができました。その経験を中国やベトナムなど、新たな渡日の子どもの支援にも役立てれば…」と話しています。



八尾国際交流野遊祭の風景

そうぞう

10

2005.3*No.12



お知らせ

参加してください!!

高槻市関係事業

心の豊かさを求めて

日 時	5月28日(土) 午後2時~
内 容	講演 テーマ:世界がもし100人の村だったら -あなたもその一人です- 講 師:池田 香代子さん(作家・翻訳家)
場 所	高槻現代劇場 文化ホール3階 レセプションルーム
定 員	250人(先着順)
その他	手話通訳あり、入場無料
問合せ	高槻市市民協働部人権室 TEL 072-674-7458 FAX 072-674-7577

吹田市関係事業

憲法と市民のつどい

日 時	5月28日(土) 午後1時30分開演
内 容	講演 テーマ:やさしい街 やさしい人 講 師:石井 めぐみさん(女優) コンサート「スペインギター・光と陰」 田頭 雅法さん(ギタリスト)
場 所	吹田市文化会館(メイシアター) 中ホール
定 員	500人 直接会場へお越しください
入 場 料	無料
問合せ	吹田市人権部人権室 TEL 06-6384-1231 FAX 06-6368-7345

知っていますか？ 人権施策

—人権尊重の社会づくりのために—

個人情報保護法のポイント —人権の話題をわかりやすく—

個人情報保護法がいよいよ平成17年4月1日から全面施行となります。民間事業者等が個人情報を取り扱うに当たっては、様々なルールが課されることとなります。

○ 個人情報とは？

個人に関する情報で、これに含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいいます。氏名、性別、生年月日等がその典型例ですが、個人の身体、財産、社会的地位、身分等の属性に関する情報であっても、氏名等と一体となって特定の個人を識別できるのであれば「個人情報」に当たります。また、それだけでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより識別が可能となる場合も個人情報に当たります。

○ 法の義務規定の対象となる事業者とは？

この法律では、5千件を超える個人情報をコンピュータ等を用いて検索することができるよう体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業活動に利用している事業者が義務規程の対象となります。「個人情報データベース等」には、コンピュータ処理情報のほか、紙の情報(マニュアル処理情報)であっても、個人情報を50音順、生年月日順、勤務部署順など一定の方式によって整理し、目次、索引等を付して容易に検索できる状態に置いてあるものも含まれます。

○ 事業者の守らなければならないルールとは？

1、利用・取得に関するルール

- ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。
- ・偽りその他不正な手段によって個人情報を取得することは禁止されます。

- ・本人から直接書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。間接的に取得した場合は、すみやかに利用目的を通知または公表する必要があります。

2、適正・安全な管理に関するルール

- ・顧客情報の漏えいなどを防止するため、個人データを安全に管理し、従業員や委託先を監督しなければなりません。
- ・利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つ必要があります。

3、第三者提供に関するルール

- ・個人データをあらかじめ本人の同意を取らないで第三者に提供することは原則禁止されます。

4、開示等に応じるルール

- ・事業者が保有する個人データに関して、本人から求めがあった場合は、その開示、訂正、利用停止等を行わなければなりません。
- ・個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられたときは、適切かつ迅速に処理しなければなりません。

5、ルール違反には罰則も

事業者の義務規程違反に対しては、事業を所管する主務大臣が、必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置をとることとなりますが、この命令に従わなかった場合には罰則の対象となります。

○ 大阪府個人情報保護条例も改正されます

- ・個人情報保護法等の制定等に伴い府の条例も平成17年4月1日から改正施行(一部、施行日が異なります。)されます。
- ・新たに公安委員会及び警察本部長等を条例の対象機関に加えるとともに、職員等への罰則規定などが設けられます。

お問合せ●大阪府企画調整部人権室 TEL 06-6941-0351 (内線2317)

提供●近畿地区人権啓発事業推進会議 大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、大阪市、尼崎市、堺市

茨木市関係事業

茨木市人権啓発推進協議会結成30周年記念行事

日時	5月20日(金)午後1時30分開会
内容	記念式典及び「小さな手のひらコンサート」
講師	渡辺 千賀子さん(ソプラノ歌手)

場所	茨木市市民総合センター (クリエイトセンター)センターホール
入場料	無料
申込み・問合せ	茨木市人権センター TEL 072-622-6613

大東市関係事業

第22回じんけん展

日時	5月1日(日)～5日(祝)
内容	やさしくなれたら～野崎観音さんと感字のコラボレーション
場所	野崎観音会館(野崎観音境内)
入場料	無料
問合せ	大東市啓発推進課 TEL 072-870-9061 FAX 072-870-0907

憲法週間記念のつどい

日時	5月13日(金)午後7時(午後6時30分開場予定)
内容	映画「父と暮せば」上映
場所	大東市総合文化センターサーティホール
定員	1200人
入場料	無料

そうぞう

11

2005.3*No.12

まちを歩

人権の
かおりを求めて

第8回

箕面市萱野 かやの 萱野地域界限



(写真①)

箕面市の萱野地域を歩くと、街角デイサービス「よってんか」、食の福祉サービス「おふくろの味」、コミュニティレストランなど、人にやさしい「人権のまち」、そんな雰囲気漂わせる。(=写真①) 同地域では、「福祉の視点」を中心に据え、お年寄りから若者、子どもまで誰もが安心して豊かに暮らせる「まちづくり」をめざし、さまざまな実践が展開されている。

まちづくりの中心的役割を果たしているのが、「きたしばお宝発掘隊」(北芝地域まちづくり協議会)。①地区の実態把握・テーマ発見②まちづくり活動体制の整備③住みつづけることのできるまちづくりのテーマをもとに活動を展開しており、日頃の暮らしの中から気づく、地域住民の“つばやき”拾いを積極的に推進している。

その中で、福祉については、地域の高齢化率の高さから、「安心して生活できるコミュニティづくり」(安心居住のコミュニティケア)の必要性を提案。「萱野地域福祉サービス検討委員会」を設置し、ハード整備の住宅政策づくり活動をはじめ、「住宅の福祉化」など、萱野地域全体を視野に入れた「萱野地域福祉計画」の策定を図る。

さらに、NPO法人「暮らしづくりネットワーク北芝」では、行政機関や幼稚園・保育所・学校、企業、NPOなどとの連携を図り、周辺住民との交流、自主・自立の分野で協働しながら、地域の「福祉化」を進める。同ネットワークは、地域の活性化を図るためのツールとして、地域通貨「芝菜」も発行。「芝菜」が使えるコミュニティレストラン(=写真②)には老若男女が集い談笑する。

「きたしばお宝発掘隊」事務局長の丸岡康一さんは「『であい・つながり・げんきになろう』を合い言葉として、北芝地区に特化した政策を出すのではなく、萱野地域全体を視野に入れた『地域の福祉化』政策を検討、具体化し、萱野地域の誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくりを目指して、現在、取り組んでいます」と話している。



(写真②)

そうぞう

12

2005.3*No.12

編集後記



●…前々号(10号)の「人権随想」欄で執筆いただいた毎日放送ラジオ局報道部記者の今道彰さん。「人権関係の取材では『まず当事者のことを知ることが大切』。出会ううち、「知る」というのは、知識を得ることではなく、体感することだと感じた」。 「子どもたちにも語ってほしい…。ある公立小学校からの依頼です。

●…今回の企画特集。「教育」というと「学校教育」をイメージしがちですが、今や「生涯学習時代」。学校だけでなく、地域・家庭も含めて、社会全体で「人権教育」に取り組んでくることが、「人権文化」の構築につながります。

「平わ」

東大阪市 小学三年生(当時)
せいけ だいむ
清家 大夢

平わアニメフェスティバルに行った。

「せんそうと平わ」

ぼくは、「せんそう」はしっていたけど、

「平わ」ってなんだろうと思った。

じてんをひらいた。

「せんそうや心配ごとのない、おだやかなじょうたい」

ぼくは、「日本は平わだ。」と言った。

お父さんは「日本は平わぼけだ。」と言った。

お母さんは「日本は本当に平わだと思う？」とぼくに聞いた。

テレビを見ていると、人が人をころしたり、お金をめすんだり、いじめをしたりしていることがニュースになっている。

ぼくは、やっぱり「平わ」じゃないと思った。

今のぼくには「平わ」になるにはどうしたらよいかわからないけど人のいやがることはしないでおう。

2003年度人権啓発詩・読書感想文募集事業(大阪府・大阪府教育委員会など)の入選作品より